

令和8年第8回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和8年8月25日（火）  
開 会 午後1時30分 閉 会 午後2時15分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員（8人）  
①野川外茂子 ③奥森 英夫 ④浅野 學 ⑤山上 克秀  
⑥山本 泰夫 ⑦平 由紀子 ⑪屋後 浩幸 ⑫川井 良平
- 4 欠席委員（4人）  
②濱名 猛 ⑧徳島 伸精 ⑨中村 武史 ⑩中條 忠
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員（1人）  
⑮森田 克秀
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（11人）  
⑬榊谷 武史 ⑭今井 剛 ⑯里見 公二 ⑰西浦 正義  
⑱悦永 秀雄 ⑲宮下 昇 ⑳川芹 昭治 ㉑松生 朋広  
㉒菊井 隆雄 ㉓小谷 忠美 ㉔濱田 和義
- 7 事務局員 山本事務局長、坂元次長、中瀬主事
- 8 付議案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について  
(2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について  
(3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
(4) 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について  
(5) 農地転用届出に対する承認について  
(6) 農用地利用集積等促進計画案について  
(7) 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 9 議事録署名委員 1番 野川委員 3番 奥森委員

10 会議の結果

議案6件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。

11 会議の概要

事務局長 ちょっと早いですが全員そろいましたので、新たな委員になって初めての農業委員会総会ということで、始めたいと思います。

それでは、委員さんの欠席届についてご報告申し上げます。2番 濱名委員、8番 徳島委員、9番 中村委員、10番 中條委員から欠席の旨の連絡を受けております。

ただいまの出席委員は8名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、川井会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の議件についてご案内申し上げます。

お手元の議案書 1 ページをご覧ください。議案が 6 件、報告 1 件となっております。

この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしく願いいたします。

議長 では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、1 番、野川委員、2 番、濱名委員を指名いたします。

事務局長 すみません。2 番の濱名委員がいないので、3 番の奥森委員さんが議事録署名員という形でよろしく願いいたします。

議長 はい。それでは、奥森さん、よろしくお願いします。

それでは、会議を始めますが、本日上程している「議案第 4 号」の整理番号 1 番については、申請面積が 1,000㎡を超える案件となっておりますので、審議する前に全員で現地を確認したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 それでは一旦、暫時休憩といたします。現地のほうへ。

#### ( 現 地 視 察 )

議長 それでは、会議を再開いたします。

「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の決定について」です。議案書は 2 ページから 3 ページになります。

整理番号 1 番、申請地は〇〇町の田 1 筆で、面積は 2,723㎡です。位置図は 3 ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるものです。

贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による 383 a です。

以上です。

議長 事務局の説明終わりましたが、担当委員のご意見を伺います。整理番号 1 番、〇〇委員は欠席のため、事務局、お願いします。

事務局 〇〇委員さんから事前に報告を受けておりまして、確認していただいたところ、問題なしとのことでした。

以上です。

議長 担当委員は異議なしとのことですので、ほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしとのことです。原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。  
全委員 異議なし。  
議長 異議なしと認め、「議案第1号」は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 整理番号1番の申請地は〇〇〇町の畑1筆で、面積は392㎡です。位置図については5ページをご覧ください。

申請人は議案書に記載のとおりです。

転用目的は、自己住宅用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域外で準住居地域に指定された都市計画区域であることから、第3種農地と判断いたします。

続きまして、整理番号2番の申請なんですけれども、申請地は〇〇〇町の畑1筆で、面積は124㎡です。位置図については6ページをご覧ください。

申請人は議案書に記載のとおりで、転用目的は、車庫用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域外で第1種住居地域に指定された都市計画区域であることから、第3種農地と判断します。

一応1番、2番ともに転用をしていないということで、今、相続人であるお子さんが新たに申請されてきた件になります。1番、2番ともに。で、現況も……。

事務局長 もともと現地、写真を見ていただくと、位置図のところにもう建物が立ってますよね。これが結局、畑のままの地目になってたと。相続するときにはそれが上に立つとるので、この際転用しようという、そういう流れの案件です。

議長 この人、会おうと思って行ってきたけれども留守で、留守というのか、いるのかいないのか分からなくて、〇〇さん、行政書士のこの人に、代理人になつとるもんだからこの人に聞いてきたんですが、もう五、六十年も前から車庫なり立っておるそうで、当時の人が、先代が登記関係を手続していたんだろうけれども、今となつては、私は知るすべもないということで、現在こうなっておるもんだから、せめて手続だけでも今させてもらえんかということなんです。これは整理番号の1番、2番ともにそういうことなんです。

2番の〇〇〇の〇〇さんも現在は施設に入所中で、これも〇〇さんが代理人になっております。この人も、登記関係見ておったら、車庫が立つたらんに農地になつとると、おかしいということで、これもこの機会に手続をしたいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、異議ございませんかね。

委員 ちよつといいけ。

議 長 はい。  
 委 員 50年も、半世紀以上も前の問題やろうと思うさけ、このままやむを得ん  
 として、これ承認しても、2番目の、〇〇さんのほうけ？ 隣にも、下の  
 写真見たら立っとるわね。これ全部、ここだけなんかね、宅地になっとら  
 ん。その2は大丈夫なんかね。  
 議 長 それは大丈夫やね。  
 事 務 局 はい、宅地になってます。  
 委 員 宅地になっとったけ。でも、この部分だけがそうやと。  
 事 務 局 はい。  
 議 長 この分だけです。〇〇〇〇のところや。  
 委 員 うん、分かる。  
 委 員 どっかあの辺や。  
 議 長 うん。  
 委 員 しかし、1番目もそうやけど、ここまさか、宅地やと思い込んだわ  
 ね、この場所は。  
 議 長 そうやね。  
 委 員 誰が見たって、あこ通ったら分かるところやな。  
 議 長 うん。随分昔からあったところやもんね。  
 委 員 あったところや。  
 委 員 ちなみにですけど、こういう場合、後から申請して駄目やって言われた  
 らどうなるんですか。  
 事務局長 駄目やっていうか、もう畑にできんがいね、言ってみれば。上にもものが  
 立って。だからそれは認めざるを得ないんじゃないかというふうに事務局  
 側としては判断しますけど。  
 委 員 そうやわね。  
 委 員 すみません。この場合って、例えば税金関係はどうなるんですか。遡っ  
 て50年分、宅地として。  
 事 務 局 いや、課税はもう宅地ですね。  
 議 長 もう宅地課税になってしまっとる。  
 委 員 なっとるんですか。  
 事 務 局 はい。課税はもう宅地になってます。  
 委 員 ああ、そうなんですね。地目だけか。  
 議 長 うん。税務がしっかりしとる。  
 委 員 そうなんですか。そうなんやね。  
 委 員 現況やな。  
 事務局長 現況で見ると感じですね。  
 議 長 そういうことで、原案のとおり上申することに決定してもよろしいでし  
 ょうか。  
 全 委 員 異議なし。  
 議 長 異議なしと認め、「議案第2号」は、原案のとおり上申することに決定  
 いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ということで、議案書の7ページをお開きください。

整理番号1番と2番、まとめてちょっとお話ししたいと思います。

申請地は、〇〇町の畑各1筆で、面積はともに182㎡になります。位置図は8ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、ともに建て売り住宅用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域外で第1種低層住居専用地域に指定された都市計画区域であることから、第3種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

続いて、整理番号3番の申請地は、〇〇町の田1筆で、面積は208㎡です。位置図は9ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、建て売り住宅用地とするための申請となっております。

申請地は、都市計画区域内の農振地域外に位置し、水道管及び下水道管が埋設されている道路に面しており、かつ、500m以内に教育施設と医療施設が存在する区域であることから、第3種農地と判断します。

なお、生産組合及び土地改良区の同意を得ております。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

整理番号1番、2番については私の担当区域ですので、私のほうから説明いたします。

1番、2番ともに、〇〇さんに確認しております。特に問題ないと思います。

整理番号3番については、〇〇委員、お願いします。

担当委員 土地と、それから隣地の人たちとの話は済んでおりましたので、それは大丈夫だと思います。以上です。

議長 次に。ほかにございませんか。

異議なしとのことですが、原案のとおり上申することに決定してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、「議案第3号」は、原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について」ということで、議案書10ページをお開きください。

先ほどは車の中でちょっと聞きにくかったかもしれませんが、改めてご説明したいと思います。

この案件については、令和8年2月6日に申請が出され、〇〇町〇〇〇〇番地なのですが、〇〇さんという方と、〇、〇番は〇〇さんという方、また〇番は〇〇さんという方の土地を譲り受けて、現在の申請人の〇〇〇〇株式会社が資材置場として申請を出され、令和8年3月19日付で農地転用の許可が出ておりましたが、今回、ホテル建設用地として事業計画変更を行うものになります。

そこで、議案書に基づいて改めて説明していきます。

整理番号1番の申請地は、〇〇町の田4筆で、面積は2,247㎡になります。所有権移転のほうは既に3名の方と済ませております。位置図は11ページをご覧ください。

申請人は議案書に記載のとおりで、農地転用許可後の事業計画変更申請となっております。

転用目的は、先ほど言いましたように、当初は資材置場で転用許可を取っていましたが、今回、ホテル建設用地に計画変更をするための申請となっております。

申請地は、都市計画区域内の農振区域外に位置し、水道管及び下水道管が埋設されている道路に面しており、かつ、500m以内に教育施設と医療施設が存在する区域であることから、第3種農地と判断いたします。

なお、生産組合及び土地改良区の同意を得ております。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員のご意見を伺いますが、担当委員は〇〇委員で欠席です。事務局、説明よろしくをお願いします。

事務局 〇〇委員さんから本日はちょっとご都合で欠席されるということで、この件については問題なく、処理していただいて構いませんということで一応聞いております。

以上です。

議長 異議なしとのことですが、原案のとおり承認することに決定してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、「議案第4号」は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地転用届出に対する承認について」を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第5号 農地転用届出に対する承認について」、議案書12ページをお開きください。

整理番号1番の申請地は、〇〇町の田1筆で、面積は377㎡です。位置図は13ページをご覧ください。

申請人は議案書に記載のとおりで、田を畑に転用するものです。

なお、生産組合及び土地改良区の同意を得ております。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員のご意見を伺います。整理番号1番、〇〇委員、お願いします。

担当委員 この間、現地行って見てきました。

写真添付してあると思いますけれども、見たとおり、もう埋立て終わっております。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇〇の社長さんなので、草が生え過ぎているので畑にしたいということでした。

何か田んぼを申請する前に埋立てされていたんですけれども、これはこれでいいんでしょうか。

事 務 局 本来は許可を取って埋め立てていただくのが筋だとは思いますが、いかにせんこの調査区域の担当委員さんもおいでますので、もしそういった許可も出てないのに埋め立てているような場合を見ましたら、注意していただければ、こちらとしても助かるんですけれども。いかにせん事務局で全て羽咋市全域を、なかなかちょっと見て回るというのは難しいものですから、何とぞ委員さんのご協力をお願いいたしますというお願いしかできないんですけど。

議 長 気がついたら注意します。

事 務 局 はい。すみませんけど、よろしく願いいたします。

担当委員 調査依頼書来る前に埋め立ててましたからね。

事 務 局 ですから一応、もし調査依頼書がなくても、そういった違反転用していれば一声かけていただければということになるんですけれども。

担当委員 はい、分かりました。

事 務 局 お願いいたします。

議 長 原案のとおり承認することに決定してもよろしいですか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、「議案第5号」は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 「議案第6号 農用地利用集積等促進計画案について」です。議案書は14ページから15ページです。

今回は、田20筆、畑3筆設定があり、合計面積は35,269㎡です。

全て農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等あればお願いしたいと思えます。

異議ないでしょうか。

全 委 員      なし。

議 長      では、原案のとおり承認することに決定してもよろしいでしょうか。

全 委 員      異議なし。

議 長      異議なしと認め、「議案第 6 号」は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局      「報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について」です。議案書は16ページになります。

解約される農地は田 3 筆で、面積が2,059㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書の記載のとおりです。

以上です。

議 長      事務局の説明が終わりました。ご意見などあればお願いしたいと思えます。ないでしょうか。

全 委 員      異議なし。

議 長      異議なしと認め、「報告第 1 号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。

以上で本日の全議案の審議が終わりました。

ここでご質問がなければ、一旦委員会を閉会してその他の案件に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全 委 員      異議なし。

議 長      それでは、以上で本日の議案総会を閉会いたします。

終      了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人